

介護報酬関連の今後の主な検討課題（案）

- 次の各項目については、平成18年4月の介護報酬改定以降、テーマに応じ、データ収集や関係者、学識経験者等による検討作業を進める。

〈答申関連事項〉

1. 訪問介護の機能別再編について

(平成18年1月26日社会保障審議会答申)

介護給付の訪問介護については、報酬体系の機能別再編に向けて、訪問介護の行為内容の調査研究を行うこと。

2. 福祉用具貸与価格の適正化について

(平成18年1月26日社会保障審議会答申)

福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること。

3. 今回の改定後のサービス利用の実態等のフォローアップについて

(平成18年1月26日社会保障審議会答申)

介護保険法の一部改正に伴い、新たに導入された「介護予防サービス」や「地域密着型サービス」、今回の介護報酬改定において基本的な見直しが行われた「居宅介護支援及び介護予防支援」、さらに「療養通所介護」等の新たな取り組みをはじめ、今回の改定後のサービスの利用実態等について、この度の改定の「基本的な視点」も踏まえ、今後、調査・分析を適切に行うこと。

(介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）)

附則

第二条 略

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〈法律改正案（国会提出中）関連事項〉

4. 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方と入所者に対する医療提供の在り方の検討（法案成立後）

健康保険法等の一部を改正する法律案

附則

第二条 略

2 略

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。